

(様式-1)

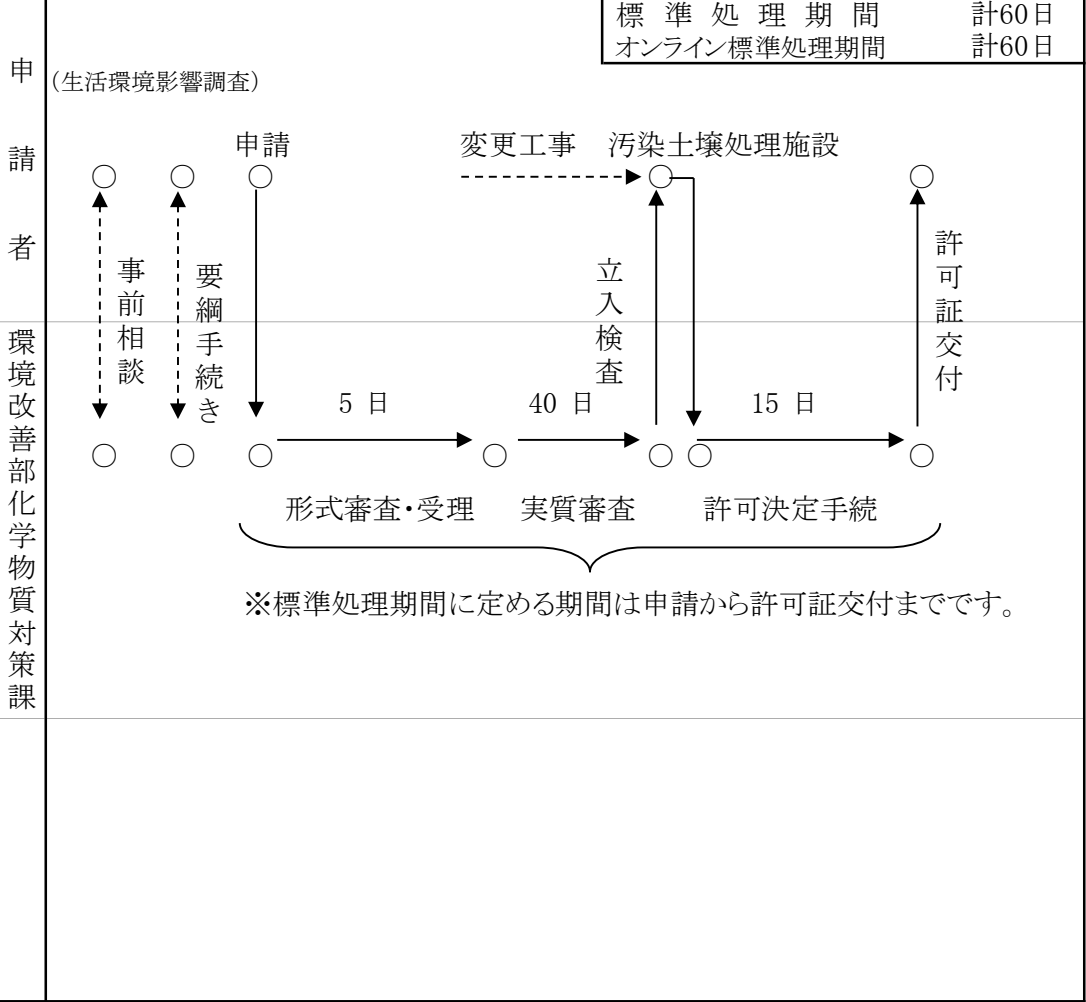
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 汚染土壌処理業に係る変更許可申請(分別等処理施設)

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-377

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱」に基づき、手続きを行いません。
3	形式審査・受理	申請書の記載漏れがないか、添付書類がそろっているか審査した後、受理します。
4	実質審査	申請書の内容について、変更しようとする事項が許可基準(省令第4条)に適合するか、また、欠格要件該当の有無について審査します。
5	許可決定手続	審査の結果、変更しようとする汚染土壌処理施設及び申請者の能力が処理業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして許可基準に適合しており、欠格要件に該当しないときは、許可を決定し、許可証を交付します。
備考	申請内容によっては、許可に必要な条件を付することがあります。	